

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化の急速な進行、核家族化、高度情報通信社会の到来、グローバル化の進展による世界情勢の急速な変化、価値観の多様化、環境問題や貧困問題の顕在化、地域間の格差の広がり、社会における安全・安心の確保など、さまざまな課題が生じています。こうしたなか、子どもたちが心豊かに学ぶことができ、そして人々が生涯にわたって、自由に学習機会を選択して学ぶことができる学習環境の整備が求められています。

国においては、平成 18 年に教育基本法が改正され、教育の目標や新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受けて平成 20 年に「教育振興基本計画」が策定され、教育基本法に示された基本理念の実現に向けた基本方向が定められました。さらに、平成 25 年にはその後の社会情勢の変化などをふまえた「第 2 期教育振興基本計画」が策定され、国では教育改革を最重要課題のひとつとして取組が進められています。

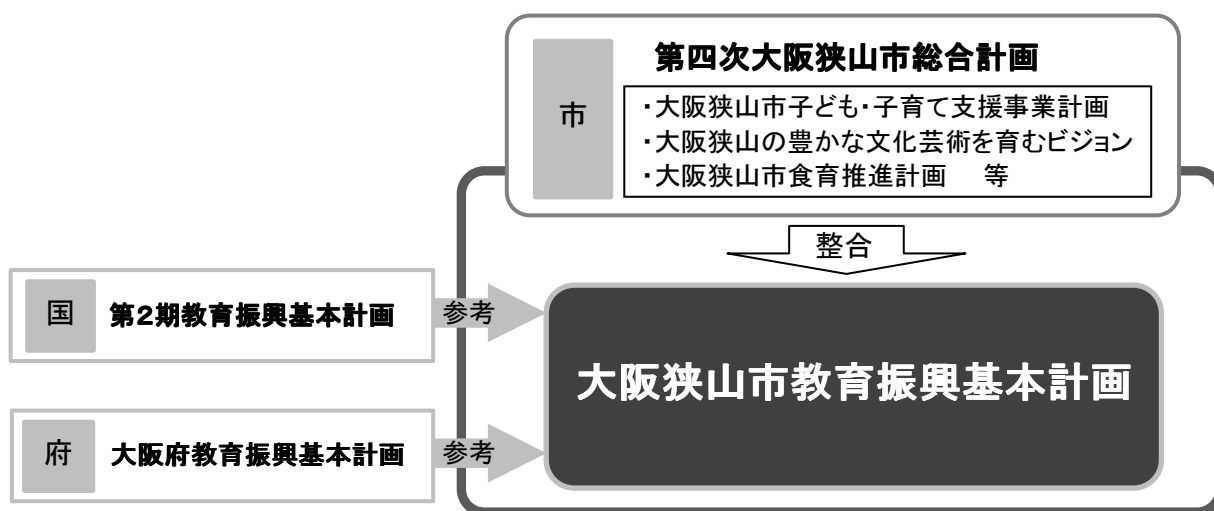
また大阪府においても、改正教育基本法に基づき、平成 25 年に「大阪府教育振興基本計画」が策定され、大阪の将来を支え、発展させていく人づくりに向けた取組が進められています。

本市では、これまで「大阪狭山市総合計画」に基づき各種教育施策を進めてきました。また、教育委員会においては、「大阪狭山市次世代育成支援対策行動計画」と、毎年度策定する保育・教育指針に基づき、さまざまな事業を展開しています。

こうしたこれまでの教育施策やさまざまな地域活動、国・府の動向をふまえ、今後本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、学校園をはじめ、市民、地域、行政などすべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進するため、「大阪狭山市教育振興基本計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、大阪狭山市における教育振興のための施策に関する基本的な計画です。また、国・府の関連計画をふまえるとともに、「第四次大阪狭山市総合計画」をはじめ、「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」「大阪狭山の豊かな文化芸術を育むビジョン」「大阪狭山市食育推進計画」などの市の関連計画との整合を図ったものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化などにより必要な見直しを行うものとします。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
国	第2期教育振興基本計画 (H25～29)									
府	大阪府教育振興基本計画 (H25～34)									
市	第四次大阪狭山市総合計画 (H23～32)									
			大阪狭山市教育振興基本計画 (H27～31)							